

一般社団法人宮城県農業会議 平成30年度事業計画

I. 基本方針

東日本大震災の発生から7年の歳月が経過した。県内では、産業基盤をはじめ復興の街づくりなど着実に成果が表れるなど、震災からの復興が実感できる状況となった。また、県は平成30年度から3カ年間で「発展期」として位置づけ、「創造的復興」の完遂に向けた戦略的な取り組みを推進している。

2015年農林業センサスによれば、県内の農業経営体数は38,872経営体と5年間で23%も減少し、基幹的農業従事者の平均年令も67才となるなど、担い手の減少や高齢化が大きく進行しているが、農地所有適格法人は298法人となり水田の高度利用の担い手として確実に増加している。また、県内の耕作放棄地面積は耕地面積の9%にあたる11,692haと前回より1,972ha増加し、近年から中山間地域を中心に農地の遊休化・荒廃が加速化している。

一方、昨年11月に米国を除くTPP11が「包括的及び先進的な環太平洋連携協定」として大筋合意し、さらに昨年7月に大枠合意された日欧EPA(経済連携協定)が12月に妥結されるなど、貿易交渉を巡る状況は大きく進捗したが、国内対策を含めた課題が積み残しとなるなど、農業・農村を取り巻く情勢は混迷と不透明さを増している。

こうした中、政府は、平成28年11月に「農業競争力強化プログラム」が策定、昨年12月には「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、卸売市場法や農地法等の関係法制度の見直しを盛り込み、今国会に提出する予定である。

農業委員会関連では、平成28年4月の改正農業委員会法の施行を踏まえ、新体制への円滑な移行をはじめ、農地等利用の最適化の推進、農地情報公開システム(農地ナビ)の整備、また、農地の集積・集約化等による次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保の取り組み強化が急務となっている。特に、新体制への移行に当たっては、昨年度まで26委員会が移行しており、平成30年7月にはすべての委員会が新体制に移行する予定となっている。

このような状況下で農業委員会では、農業委員の定数減や農地利用最適化推進委員が選任される中で、新たに重点業務化された「農地等利用の最適化」、すなわち農地等利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進について、一層の取組みを強化し成果を得ることが課題となっている。このように、農業委員会組織はかつてない大きな転換点を迎えているが、今こそ真摯に農業者の意見を取り込み、組織体制の整備を進めていくことが重要である。

農業委員会ネットワーク機構として指定を受けた一般社団法人宮城県農業会議(以下「本会」という。)としても、市町村農業委員会の活動を積極的に支援するため、県をはじめ関係機関、団体と一層の連携を図りながら、業務規程に定める活動事項について取組みを強化していく。

〔活動事項〕

1. 農業委員会相互の連絡調整，優良な農業委員会の取組の公表，農業委員・農地利用最適化推進委員・職員等に対する講習・研修の実施
2. 農地に関する情報の収集，整理及び提供，農地等の確保・有効利用の推進への支援
3. 農業への新規参入の支援，法人化の推進・支援，農業経営の合理化のための支援
4. 農業の担い手の組織化・運営の支援
5. 農業一般に関する調査及び情報提供活動
6. 農地法等の法令に基づく業務の適正な運営
7. 関係行政機関等に対する意見の提出

II 事業計画

1. 農業委員会相互の連絡調整，優良な農業委員会の取組の公表，農業委員・農地利用最適化推進委員・職員等に対する講習・研修の実施

農業委員会の新体制への移行については，既に26委員会が移行しているが，平成30年7月までには残り8委員会が移行する予定となっている。

これらの農業委員会に対しては，委員定数に加えて認定農業者や女性の確保など，円滑な選任が行われるよう組織体制の整備について支援する。新体制に移行した農業委員会に対しても，「行動する農業委員会」の実現に向けて，農業委員会の運営体制の整備・強化について支援する。

また，農地制度の適正な運用や農地等利用の最適化の推進に関するノウハウの提供，農地情報公開システムの活用等の支援を行うとともに，農業委員会相互の連携，情報共有の推進に努める。特に，農業委員や農地利用最適化推進委員を対象に開催する研修会や大会等においては，農業委員会活動がスムーズに行われるよう新制度の理解促進に努める。

(1) 改正農業委員会法の理解促進と円滑な移行への支援

新しい体制のもと農業委員・農地利用最適化推進委員等が自信と誇りを持ち，地域に根差した活動ができるよう改正農業委員会法の理解促進に努める。また，新体制へ移行した農業委員会には，組織の実態把握に努めるとともに，情報の共有化を推進することにより，農業委員や農地利用最適化推進委員の連携強化，事務局への支援を通じて，円滑な組織運営が図れるよう支援する。

(2) 農業委員・農地利用最適化推進委員及び職員に対する研修支援

農業委員会活動への的確な助言や相談活動の円滑な推進に資するため、農地等利用の最適化の推進、農地制度の仕組みなどの専門的知識の習得に向けた研修を体系的に実施する。また、農地等利用の最適化の推進に関するノウハウの提供、農地情報公開システムの活用、新体制となった組織の整備・強化等を目的に研修会を開催する。

(3) 農業委員会の活動強化に向けた取組支援

農業委員会の「活動計画」と「点検・評価」の作成・公表など農業委員会活動の「見える化」を推進し、農業委員会の農地等利用の最適化の推進等の取り組みに関する情報をホームページに公表するなど、情報発信の強化と、活動事例の横展開に努める。

また、本会機関誌「農政時流」などを通じて、農業委員会の取組事例の紹介や情報提供を行い、新しい組織や活動体制について逐次情報提供していく。

(4) 宮城県農業委員会大会の開催

農業・農村を取り巻く内外の情勢変化や「みやぎ食と農の県民条例基本計画」など、新たな農業政策の推進を踏まえ、県内の農業委員・農地利用最適化推進委員が一堂に会し、担い手や経営対策、地域の農業振興施策等について政策提案を行うとともに、農業委員会ネットワーク機構としての取り組みや活動について討議し、資質の向上と意識啓発を図るために、第3回宮城県農業委員会大会を開催する。

2. 農地に関する情報の収集、整理及び提供、農地等の確保・有効利用の推進への支援

農業委員会が行う農地集積の推進、遊休農地解消のための農地利用状況調査や利用意向調査の実施など、「農地等利用の最適化の推進」並びに「農地情報公開システム」の本格稼働に向けた取り組みを支援する。

(1) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の作成と農地の利用調整・集積活動の支援

農業委員会は保全すべき農地を明確にし、また、昨年11月の第2回農地集積連携会議(キックオフ会議)にて決定した「農業委員会と農地中間管理機構との連携に係る活動方針」を踏まえ、農地中間管理機構と緊密な連携のもとに、農地の利用調整・集積活動を進める。

農業委員と農地利用最適化推進委員は、日常の活動のほか「人・農地プラン」の策定や見直しへの参加や出し手と受け手の調整等を行い、農地の利用集積・集約化に向けた活動を進めるものとし、本会は、市町村農業委員会に

対して、活動の基本となる「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の作成・公表への支援のほか、農地の効率利用の課題解決に向けた情報の収集・提供と、農業委員と農地利用最適化推進委員の研修実施などの支援を行う。

(2) 農地有効利用対策と遊休農地対策の推進

食料の自給率向上と安定供給による農業の持続的な発展のためには、基礎的資源である農地の有効利用を促進し、遊休化を防止する対策が重要である。

このため、農業委員会組織の全国運動として「新・農地を活かし、担い手を応援する運動」に取り組んでおり、本会は、農業委員会が実施する農地パトロール(農地利用状況調査)や利用意向調査、勧告制度活用への支援を行う。

なお、利用意向調査による農地中間管理機構への貸付希望農地については、「農地中間管理機構との連携に係る活動方針」を踏まえ、農業委員会と機構との間の調整を図りながら有効活用を進める。

(3) 農地情報公開システム(農地ナビ)の本格稼働と適切な運用

農業委員会の農地台帳システムから「農地情報公開システム(農地ナビ)」へのデータの完全移行や精度向上にむけて、県及び全国農業会議所等との連携のもと農業委員会が円滑に運用できるよう支援を行う。

また、「農地情報公開システム」を利用して最新の農地利用情報が公開できるよう、農地台帳・地図情報の管理や更新、並びに公表事務等の支援を行う。

3. 農業への新規参入の支援、法人化の推進・支援、農業経営の合理化のための支援

認定農業者や法人組織など意欲ある担い手を対象に、担い手サミットや農業経営確立セミナーなどを開催し、着実な経営発展に向けた支援活動を行う。

また、次代の農業経営者を育成・支援するため、「農業次世代人材投資資金(旧:青年就農給付金)制度」の普及・啓発や「農の雇用事業」の活用、女性農業者等の声の反映、更には農業者年金への新規加入を積極的に推進する。

(1) 認定農業者や法人組織の経営発展支援

本県農業を牽引している認定農業者や農業法人等の担い手が一堂に会し、農政情報の収集や経営管理能力の向上に資するため、「平成30年度みやぎ農業担い手サミット」を開催する。

また、本年度は「農業経営者サポート事業」に取り組み、認定農業者や農業法人が抱える課題等の解決に向けた個別相談会の開催や、専門家による法人指導等を行う。さらに、農業経営の合理化・健全化に向けて、簿記講習会の開催などにより、複式簿記や青色申告への取り組みを推進する。

(2) 新規就農者の確保・育成対策

「新規就農等相談支援事業」の実施により、県や新規就農相談センターと連携しながら、毎月2回の就農相談会や東京で開催する新・農業人フェアに参加し、新規就農相談、雇用就農の紹介、独立就農への助言等を行う。

また、就農希望者が農業技術及び経営ノウハウ習得の研修を支援する制度である「農業次世代人材投資事業（準備型）」の普及啓発に努める。

(3) 雇用就農支援と「農の雇用事業」の普及啓発

農業法人等が雇用した新規就農者が農業技術や経営ノウハウ習得のために実践研修を行う場合の支援事業である「農の雇用事業」の普及啓発を行う。

あわせて、事業実施経営体に対する研修や現地確認調査を通じて雇用就農者の育成・定着を図る。

(4) 民間企業等の農業参入対策

農地等利用の最適化の一環として、本会・農業委員会に設置した「農業への参入を希望する民間企業等の相談窓口」を利用して、相談・情報提供活動を実施する。

(5) 女性の農業委員への登用促進

改正農業委員会法の趣旨の浸透及び第4次男女共同参画基本計画の目標達成に向け、女性農業委員登用ゼロの農業委員会の解消、及び1農業委員会あたり複数名の女性農業委員の選任に向け、市町村長等への要請活動を行う。

(6) 家族経営協定の普及・定着

家庭内における農業経営方針の策定や役割分担、就業環境等の取り決めを通じて経営の合理化を図る「家族経営協定」の締結を進める。

また、経営主の配偶者や後継者が共同申請により認定農業者になることで地域の担い手として位置付けられ、各種政策支援の対象にもなることから、家族経営協定の普及・定着を積極的に支援する。

(7) 農業者年金への加入推進対策

農業委員・農業委員会職員を主体とした研修会等を通じて、農業者年金制度の周知に努める。また、農業者年金の加入対象者に対しメリットをPRしながら、関係者が一丸となり加入推進に取り組むものとする。特に、20～39歳の若い農業者や女性への加入推進に努める。

あわせて、農業者年金業務の適正な執行を図るため、担当者研修会を開催するとともに、必要に応じ個別相談等により被保険者や受給権者への助言活動を行う。

4. 農業の担い手の組織化・運営の支援

以下に掲げる本県の担い手組織及び女性農業委員組織の事務局を担当し、組織活動への支援を行うとともに、組織相互の連絡調整、組織構成員の意識高揚、組織のトップマネージャーとしての経営管理能力の向上支援に努める。

また、専門的な技術管理能力の向上や先進的な情報を収集などを行う組織の部門ごとの活動を支援する。

1. 宮城県農業法人協会
2. 宮城県認定農業者組織連絡協議会
3. 宮城県稲作経営者会議
4. みやぎアグリレディス21

5. 農業一般に関する調査及び情報提供活動

本会の業務として、地域農業の発展や農業者の経営向上を図る上で、情報提供活動は極めて重要である。このため、農業委員会における情報活動の意義と役割について啓発するとともに、農業・農村情報を分かりやすく正確に提供する活動、農業者の声を受け止めそれを政策に反映させる活動などに取り組み、農業委員会組織の「見える化」を展開する。

(1) 農業・農業委員会に関する各種調査の実施

今後の農政活動や構造政策を推進するための基礎資料や、新体制となった農業委員会の体制整備等について、農業委員会の協力のもとに以下の調査を実施する。

- ① 田畑売買価格等に関する調査
- ② 農作業賃金・農業労賃に関する調査
- ③ 農業委員会組織関係調査
- ④ その他、農業動向に関する調査

(2) 「全国農業新聞」、 「全国農業図書」の普及推進

農業委員・最適化推進委員はもとより、認定農業者や農業法人等の担い手を対象に「全国農業新聞」、 「全国農業図書」の普及推進を図る。

特に、改正農業委員会法や農地法等の施行を受け、新制度の啓発や農地等利用の最適化の推進に資する情報の提供に努める。

(3) 「農業委員会だより」発行への支援

農業者をはじめ地域住民に対し、自らの活動を目に見える形で提供する「農業委員会だより」の発行などの情報活動に対する支援・啓発に努める。特に、未発行の農業委員会に対しては、農業委員・農地利用最適化推進委員の周知を目的として、毎年1回以上の発行が行われるよう啓発運動を展開する。

また、農業委員会相互の研鑽が図られるよう「農業委員会だよりコンクール」を実施し、紙面の充実・向上に向けた取り組みを支援する。

(4) 本会情報の提供（「農政時流」等）

農業委員会並びに関係機関との連携を強化するため、機関誌である「農政時流」を発行し、農業・農村に関する情報発信や現地の活動を紹介する。

また、本会のホームページ等を介し、農業委員会組織の活動や農政情報を提供するとともに、農業・農村の理解促進に努める。

6. 農地法等の法令に基づく業務の適正な運営

農地等の転用許可に関しては、県及び市町村農業委員会と密接な連携に努めるとともに、常設審議委員会を開催し、適正かつ公正な処理を行うものとする。

(1) 農地転用許可事務等の適正執行への支援

改正農地法が平成28年4月1日から施行され、農地転用等の法令業務においては、適正かつ公正な事務処理が一層求められている。このため、本会は県と緊密な連携のもと、現地調査、農業委員会への必要な助言・指導や情報提供を行う。

また、農業委員会の遊休農地の発生防止・解消に対する活動についても助言や指導を行う。

(2) 常設審議委員会の開催

平成28年の農地法の一部改正に伴い、農業委員会は原則として30aを超える農地転用の許可申請に当たり常設審議委員会の意見聴取が義務づけられた。このため、本会は現地調査を行った上で、毎月1回常設審議委員会を開催し、農地転用案件について厳格かつ適正な審議に努める。

このほか、常設審議委員会は、本会が関係機関に意見書を提出するにあたり、その内容等についての検討も行う。

7. 関係行政機関等に対する意見の提出

農業・農村を取り巻く諸課題に対処するため、市町村農業委員会と一体となり農地等利用の最適化に関する改善策など意見の取りまとめを行い、関係機関に意見を提出する。

また、県内の農業関係団体等との連携を図りながら、地域の農政課題の解決や国の農業施策などに対し、現場の声を反映させた政策提言を行う。

(1) 農地等利用の最適化に関する意見提出，政策提言・要請活動

農地等利用の最適化が喫緊の課題であることから、「農地等利用最適化推進施策」に関する組織討議を踏まえ、具体的な内容・施策について、関係行政機関に意見を提出する。

また、農地等利用の最適化のみならず、担い手の確保育成、法人化など多面的な要素を含んでいるので、それらを包含した政策提言や要請活動を政府・国会等に対して行う。

(2) FTA・EPA・TPP対策等

経済のグローバル化に対応し、多国間や二国間の経済連携協定の交渉が進む中、国会決議・国施策の動向を注視しながら、農業者の経営の安定はもとより、国民生活の安全・安心を確保する観点から国会での慎重な審議や対策等について、引き続き政府、国会等へ要請活動を行う。

(3) 「新・農地を活かし，担い手を応援する運動」の推進

農業委員会組織では、平成28年度から取り組んでいる、農地制度の適正な執行、農地パトロールの実施による遊休農地の解消や地域の合意を踏まえた担い手への農地利用集積、担い手の確保・育成等を柱とした「新・農地を活かし、担い手を応援する運動」を引き続き推進する。運動期間は、平成28年度から平成30年度までの3カ年間とする。また、今年度が運動の最終年となることから、意見交換会等を実施し、取り組みのとりまとめを行う。

Ⅲ 会議等

本会の運営並びに業務執行のため、次の会議を行う。

1. 通常総会（年1回）

平成30年 6月

2. 臨時総会（年2回）

平成30年 8月

平成31年 3月

3. 理事会（年5回）

平成30年 6月

平成30年 7月

平成30年 9月

平成30年11月

平成31年 2月

4. 常設審議委員会
年12回（毎月1回）
5. 監査会（年1回）
平成30年 5月
6. 農業委員会会長・事務局長会議
随 時
7. その他
必要に応じて開催

IV 附帯業務

本体業務に関連する下記団体の事務局を担当する。

1. 宮城県農業法人協会
2. 宮城県認定農業者組織連絡協議会
3. 宮城県稲作経営者会議
4. みやぎアグリレディス21
5. 宮城県農業者年金協議会
6. 宮城県農業委員会事務研究会